

JCM 及び特定技能に係る協力覚書の署名交換

7月6日、日・キルギス友好議員連盟所属議員らによるジャパロフ大統領表敬の機会を捉え、我が国とキルギス共和国との間で2件の協力覚書の署名交換式が実施されました。本件協力覚書の署名交換式は、遠藤利明日・キルギス友好議員連盟副会長（衆議院議員）及びジャパロフ大統領の立会い、並びに加藤鮎子衆議院議員及び本田太郎衆議院議員の列席の下、行われました。

- ① 二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）の構築に関する協力覚書
合田秀樹キルギス共和国駐節日本国特命全権大使及びテミルクロフ天然資源・エコロジー・技術監督省次官は、「二国間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）の構築に関する協力覚書」に署名しました。

JCM は、パートナー国において、優れた脱炭素技術等の普及や対策を通じ実現された温室効果ガス（GHG：greenhouse gas）排出削減への我が国の貢献を定量的に評価し、クレジット化することによって、パリ協定の下で日本とパートナー国双方の排出削減目標（NDC：Nationally Determined Contributions）の達成に貢献する仕組みです。

キルギス共和国は27カ国目の JCM パートナー国です。日本はキルギス共和国との JCM を通じ、キルギス共和国における温室効果ガスの排出削減等に協力するとともに、世界の脱炭素化に向けて取り組みます。

- ② 在留資格「特定技能」を有する外国人に係る制度の適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書

バザルバエフ労働・社会保障・移民大臣は、「在留資格『特定技能』を有する外国人に係る制度の適正な運用のための情報連携の基本的枠組みに関する協力覚書」に署名し、合田大使と協力覚書の交換を行いました。

本件協力覚書は、両国が一定の専門性・技能を有する人材（特定技能外国人）の円滑かつ適正な送り出し・受け入れの確保（特に、悪質な仲介機関の排除）、及び特定技能外国人の日本における在留に関する問題解決等のための情報連携及び協議の基本的枠組みを定めるものです。

日本国外務省は、国内関係省庁と連携し、キルギス共和国との間で、本制度の適切な運用における協力を通じて両国間の互恵的関係を強化させます。

